

- (3) 料金の額及びその徴収期間  
別紙－3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(1)①ハ(ハ)イ)を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り(各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
大泉	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田東	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,455.374	2,325.624
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り(各入口インターチェンジから大泉インターチェンジ方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
京葉ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
松戸	—	—	—	—	—
三郷南	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
三郷	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加八潮ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
草加	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624

川口中央	—	—	—	—	—
川口西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
戸田西	782.909	941.136	1,099.363	1,455.374	2,325.624
和光北	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444
和光	379.630	472.222	574.074	805.556	1,194.444

別紙3中、1.(1)①ハ(ハ)ロ)を次のとおり改める。









別紙3中、1.(1)①ハ(ニ)イ)を次のとおり改める。

イ) ETC車以外の自動車の場合

外回り(各入口インターチェンジから高谷ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
東名ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
中央ジャンクション・東八道路	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
青梅街道	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
大泉	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	958.222	1,195.462	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田東	925.160	1,154.134	1,392.368	1,884.005	3,040.008
外環浦和	868.481	1,083.286	1,307.351	1,813.812	2,874.870
川口西	—	—	—	—	—
川口中央	762.209	950.446	1,147.943	1,594.626	2,509.560
川口ジャンクション	740.955	923.878	1,116.061	1,550.788	2,436.498
川口東	710.254	885.502	1,070.010	1,487.468	2,330.964
草加	629.960	785.134	949.568	1,321.861	2,054.952
草加八潮ジャンクション	535.496	667.054	807.872	1,127.029	1,730.232
三郷	459.924	572.590	694.516	971.163	1,470.456
三郷南	—	—	—	—	—
松戸	388.522	448.152	507.782	641.951	969.918
北千葉ジャンクション	360.182	412.728	465.274	583.501	872.502
市川北	—	—	—	—	—
市川中央	258.634	285.792	312.950	374.057	523.428
京葉ジャンクション	230.294	250.368	270.442	315.607	426.012
市川南	—	—	—	—	—

内回り(各入口インターチェンジから東名ジャンクション方面へ通行する場合(新倉PAで転回する場合を含む。))

入口インターチェンジ	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
高谷ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
京葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
市川中央	—	—	—	—	—
市川北	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
北千葉ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
松戸	—	—	—	—	—



三郷南	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
三郷	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加八潮ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
草加	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口東	—	—	—	—	—
川口ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
川口中央	—	—	—	—	—
川口西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
外環浦和	—	—	—	—	—
戸田東	—	—	—	—	—
美女木ジャンクション	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
戸田西	990.730	1,200.912	1,411.094	1,884.005	3,040.008
和光北	655.937	784.680	911.616	1,197.222	1,895.370
和光	606.344	722.688	837.226	1,094.935	1,724.892
大泉	530.772	628.224	723.869	939.070	1,465.116
青梅街道	—	—	—	—	—

別紙3中、1.(1)①ハ(ニ)ロ)を次のとおり改める。









別紙3中、1.(1)④イ(ロ)のうち、

「

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(B)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。)を適用して(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引に限る。)算出した額並びに(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

」を

「

首都高速道路経路の料金の額：

①、②、③及び④イ(イ)に定める方法により算出((2)③から⑥まで又は⑨から⑪までに定める割引が適用される場合は、当該割引を適用し算出)した、当該経路における甲インターチェンジと(B)に掲げる接続部相互間の1回の通行に係る料金の額並びに①ハに定める料金の額並びに首都高速道路株式会社が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第3条に基づく国土交通大臣の許可を受けた料金の額及び割引制度(以下「首都高速道路株式会社が管理する道路の料金の額」という。)を適用して(この場合、適用する割引制度は、上限料金の引下げに係る割引に限る。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は上限料金の引下げに係る割引のほか、車種間比率等の特例割引を適用する。)算出した額並びに(B)に掲げる接続部と乙インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額を合算した額とする。

」に改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、

「平成26年4月1日から令和3年3月31日までの間」を「平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間」に、「平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間」を「平成31年4月1日から令和4年3月31日までの間」に、「平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間」を「平成28年4月1日から令和4年3月31日までの間」に改める。

別紙3中、2.のうち、「令和45年10月6日まで」を「令和45年10月2日まで」に改める。